

障害理解・障害を理由とする

差別解消に関する指標や手法等の検討について

1 目的

茨木市における障害理解・障害を理由とする差別解消に関する状況等を把握するための指標や手法等について検討する。

2 本市で把握している数値等について(参考)

(1) 本市の施策評価で定めている指標

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヘルプマーク配布枚数(※1)	1,261 枚	1,508 枚	1,887 枚

(2) 本市が把握している数値

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
茨木市事業者の合理的配慮の提供に係る助成金の利用件数(※2)	7 件	3 件	2 件
茨木市障害理解促進事業補助金の利用件数	2 件	2 件	4 件
出前講座等の派遣件数(※3)	5 回	2 回	7 回
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例・中学生版リーフレット配布枚数(※4)	2,895 枚	2,795 枚	2,822 枚
障害を理由とする差別相談対応件数	12件	10件	4件

※1 別添資料参照

※2 「障害のある人にもやさしいお店」シールの配布枚数は、助成金申請件数と一致。
シールデザイン等については今後も引き続き検討する。

※3 出前講座等の内容

- ・聴覚障害者の理解促進について(聞こえないってどんなこと?)
- ・茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例について
- ・障害を理由とする差別に関する相談の流れについて

※4 別添資料参照

3 北摂他市の状況について(参考)

	高槻市	吹田市	池田市	豊中市	箕面市	摂津市	茨木市
差別の解消に関する評価指標	×	×	○ (ヘルプマーク 配布数)	○ (アンケート)	×	○ (アンケート)	○ (ヘルプマーク 配布数)
合理的配慮の提供費用助成	×	×	×	×	×	×	○
障害理解促進のための補助金	○	○	○	○	×	△ (1団体に業務 委託)	○
障害理解促進に係る講演・ 講義等の実施	○	○	○	○	○	○	○
庁内向け研修等	○	○	△ (人権に関する もの)	○	○	○	○

4 アンケート調査により把握する

内 容	メリット	デメリット
広報誌を活用した市民 アンケート	・定期的なアンケート調査が可能。 ・幅広い層に向けての調査が可能。 ・印刷・配布に係るコストを抑えることができる。	・広報誌に掲載できる設問は3問 ・回答数は平均 300 人程度(少ない場合 200 人程度) ・懸賞内容により回答数にばらつきがある恐れがある。 ・回答者の属性に偏りがある恐れがある。
単独アンケート	・対象者や、知りたい情報を絞って的確に把握できる。	・対象者の抽出、印刷、配布、集計等事務負担がかかる。 ・予算化のハードル
既存イベント等を活用 したアンケート(おにも 見にクルアート展、憲 法月間記念講演会等)	・定期的なアンケート調査が可能。 ・既存の仕組みを活用するため、導入に係る労力、コストを抑えることができる。 ・協議会委員の所属団体等を通じて調査するなど幅広い調査が行える。	・イベントの内容によっては、回答者の属性に偏りがある恐れがある。
企業、市職員向けアン ケート	・合理的配慮を提供する側の意識調査が可能。	・企業向けの場合、十分な回答率・回収率を得るための検討が必要。

5 検討事項について

上記2～4などを参考に各委員それぞれのお立場・視点から、各団体での実行可能性も含めて、様々なご意見を頂戴したい。

ヘルプマークの啓発

ヘルプマークは、それを見た方に支援を促すことを目的としているため、広く府民の方に趣旨をご理解いただくことが重要です。

このことから、配慮を必要とする方やそのご家族、支援者の方の安心につながるとともに、府民の方の助け合いの気運を高め、必要な援助や配慮を得やすい社会、「共生社会」の実現のため、大阪府全域の取組みとして、普及啓発に取り組んでいきます。

ヘルプマークに期待できること

1 本人にとっての安心

「何かあったときに、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる。」

それは、障がいのある人にとっては、何よりの安心です。

2 家族、支援者にとっての安心

「何かあったらどうしよう。」緊急連絡先などを本人が携帯していることは、家族や支援者の不安を和らげます。

3 情報とコミュニケーションを支援

緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができます。さらに、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。

4 障がいに対する理解の促進

「ヘルプマーク」について知っていただくことは、障がいのある人がどのような支援を必要としているのかを知っていただくことにつながるため、障がいについて理解するためのきっかけとなります。

配布場所

大阪府及び府内市町村の窓口で配布しています。詳しくはそれぞれの市町村までお問い合わせください。

※ 郵送での配布はしていません。

ヘルプマークを見かけたら

電車・バスの中で席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなど同じ姿勢を保つことが困難な方などがいます。援助や配慮を必要としていることが外見から分からないため、優先席に座していると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は安全に避難するための支援をお願いします。

障がいなどにより、状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマークを知っていますか？

援助や配慮を必要としている方のためのマークです。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



大阪府 ヘルプマーク 検索



大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課

電話：06-6941-0351(内線 2481)

ファクシミリ：06-6942-7215

ヘルプマークとは

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで、「支援を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「支援を促す効果」があります。

対象者

援助や配慮を必要としている方。

(例) 義足や人工関節を使用している方、
内部障がいや難病の方、
妊娠初期の方 など

使い方



▲ 鞆等につけることができます。



▲ 裏面にシールを貼り、必要な情報を記載することができます。

※ ヘルプマークの趣旨についてご理解いただき、適切に使用してください。

シールの記載例

必要に応じて、マークの片面に付属のシールを貼ることができます。

シールには、ヘルプマークの利用者が周囲に伝えたい情報や、必要とする支援内容を記入することができます。

(例)

私の名前

電話番号

血液型

薬について

緊急連絡先

かかりつけ医

〇〇してください
〇〇が苦手です。

など

本人や家族が「周囲に知られたくない」と考えていることなどは、無理に記入いただく必要はありません。

エピソード

エピソード1 義足や人工関節を使用している方

外見からは分からないので、電車の優先席に座っていると、注意される。ヘルプマークで事情があると伝えることができ、とても気が楽になった。ヘルプマークをお守りにしている。

エピソード2 がん患者

がんを患っていて、副作用もあり、通院のために出かけると、立っているのも辛い。でも、見た目で分かってもらえない。気づいてほしいのでヘルプマークをつけている。

エピソード3 聴覚障がいのある方、 言語障がいのある方

お店で、シールに「聞こえないので筆談をお願いします」と書いたヘルプマークを見せると、すぐ分かって助けてもらえてありがたい。

エピソード4 命を救う

ヘルプマークに、緊急時の連絡先として、かかりつけの病院の電話番号を書いておいたので、発作で倒れた時に、救急隊員が気づいてすぐ連絡をしてくれ、一命を取り留めることができた。

エピソード5 発達障がいのある方

ディスレクシア（読み書き困難）があり、銀行で書類を書くのがとても大変、でも、シールに支援してほしいことを書いたヘルプマークを見せると、さりげなく教えてくれてスムーズに手続きができる。しかも、大勢のお客様がいる中で、毎回、自分の障がいを説明しなくてもいいので、ストレスが減った。

エピソード6 配慮されることも 配慮することもできる存在

慢性疾患があるので辛い時は助けてもらいたい。でも、元気な時はヘルプマークを鞆にしまっている。できるときはお手伝いしようと思う。支援する側にもなれる、ということが嬉しい。

エピソード7 視覚障がいのある方

白杖だけを持っていた時に比べて、声をかけてくれる人が格段に増えて嬉しい。同じ盲人でも一人で行動したい人もあると思うが、自分は声をかけて助けてもらいたい。

エピソード8 気づきと配慮

知的障がいのある子どもが迷子になった時に、駅員さんがヘルプマークに気づいて、声かけしながら見守ってくれていた。周りの方が気づいて配慮してくれて、ヘルプマークを身につけていてよかったと心から思った。その存在と意味を多くの方に知ってもらいたい。

色々なコミュニケーションの方法を知ろう

私たちがふだん読み書きや話すときに使っている言葉以外にも、障害の特性に合わせた色々なコミュニケーション（意思疎通）の方法があります。

手話



点字



筆談



絵カード



要約筆記

講演会などで、話している内容を、その場で手書きやパソコンでまとめて文字に起こします。



意思伝達装置

キーボードやボタンなどを使って文字を入力すると、本人の代わりに読み上げて相手に伝える装置です。



この条例のポイント！

茨木市では、「手話」は日本語や英語と同じことばのひとつであることを、皆さんに理解してもらえるようにします。

茨木市では、手話や点字、音訳、字幕、分かりやすい表現など、色々な障害の特徴に合わせたコミュニケーション方法で情報発信をしたり、方法をみなさんに広めるようにします。

わたしたちにできること

障害のある人が困っていたら

「私に何かできることはありますか？」勇気を出して、まずは声をかけてみましょう。

そして、障害のある人がどんなことに困っていて、どうすればいいのか聞いてみましょう。

もし自分一人では障害のある人が望む支援ができないときは、周りの人にも声をかけて協力してもらったり、代わりにできることはないか、障害のある人と一緒に考えてみましょう。

どんなことがバリアや差別になるか考えてみよう

あなたがふだん生活しているまちの中を、障害のある人の立場になって見直してみましょう。

もしあなたに障害があったら、どんなことが不便になりますか。

また、障害のある人に対して、嫌な目で見たり、特別あつかいをしったりしていませんか。

みんながくらしやすいまちにするために、どんなことが差別になってしまうのか、どんな配慮や支援があれば嬉しいか、障害のある人の気持ちになって考えてみましょう。

問い合わせ先 茨木市 福祉部 障害福祉課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：(072) 620-1636

ファックス：(072) 627-1692



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この冊子は、3,000部作成し、1部あたりの単価は23円です。

共に生きるまち いばらき

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例

中学生版



この条例は、障害のある人もない人も「誰でも安心して暮らし続けられるまち」をつくるために大切なことや、市役所や民間事業者（企業やお店の人など）、市民の皆さんの役割などを定めた茨木市のみんなのルールです。

毎日の暮らしの中で、障害のある人は、いろいろな「社会的障壁」※によって、生きづらさや差別を感じる場合があります。

この条例が定める「障害のある人」は、障害者手帳を持っている人や、体のどこかが不自由な人だけではなく、内臓や脳など、外から見えない体の中や、心の中に困りごとや不安を抱えている人も含まれます。また、今は元気で何も困っていない人でも、ある日突然ケガや病気をし、「障害がある人」になるかもしれません。

この条例のことを知り、あなたも「共に生きるまち いばらき」をつくるために自分にできることはないか、一緒に考えてみませんか。

社会的障壁を取り除くことが大事です。

障害がある人にとって、毎日の生活のいろいろな場面で暮らしづらさを感じたり、不便だと感じてしまうこと、それらが障壁（＝バリアや困りごと）になります。

※「社会的障壁」とは、障害のある人の体や心にある障壁だけではなく、私たちが暮らしている社会の環境、例えば、使いづらい道路や施設、道具、周りの人たちの理解不足や差別、偏見、障害がある人のことを考えていない習慣（ルール）や文化などが、バリアになってしまふという考え方をいいます。障害のある人に努力を求めるのではなく、周りの環境や人の意識が変わり、「社会的障壁」を取り除くことが求められています。

この条例には何が書いてあるの？

この条例がめざすこと

- 1 みんなが障害について理解して、暮らしの中のバリアや困りごとをなくすようにします。
- 2 障害のある人が、自分に合ったコミュニケーションの方法や、情報の集め方を選ぶようにします。
- 3 障害のある人が、いろいろな活動に参加できるようにします。
- 4 障害のある人もない人もつながり、支え合い、ゆたかにくらせるようにします。
- 5 「障害を理由とする差別」をなくすため、障害のある人もない人もみんなが、お互いのことを理解するとともに、「合理的配慮」ができるように取り組みます。

この条例のポイント！

この条例では、市役所などの「行政機関」や、お店や企業などの「民間事業者」が「障害を理由とする差別」をすることを禁止しています。

「障害を理由とする差別」ってどんなこと？

障害を理由とする差別には、次の2つの種類があります。
どんなことが差別になるのか、例を見ながら皆さんで考えてみましょう。

不当な差別的取扱い

- ① 車いすに乗っているという理由だけで、レストランに入るのを断られた。
- ② 障害があるからという理由で、一人で契約やサービスなどの申し込みをするのを断られた。



合理的配慮をしないこと

- ① 目が見えないので書類を代わりに書いてほしいとたのんだが、断られた。
- ② 入口に段差があり、一人で乗り越えられないので手伝ってほしいと頼んだが、断られた。

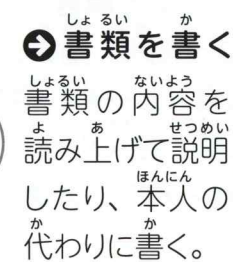


「合理的配慮」ってなに？

障害のある人の暮らしの中で、バリアや生活のさまたげとなるようなことがらがあつたときに、そのバリアを取り除くために、周りの人が必要な工夫や支援をすることです。

例えばこんな配慮ができます！

- ① レストランで注文するときに、文字と一緒に写真やイラストをのせる。
- ② 書類を書くときに、書類の内容を読み上げて説明したり、本人の代わりに書く。
- ③ 行列に並んでいるときに、長い時間立っているのが難しい人に、いすを用意する。



色々な障害について知ろう

みなさんは、「障害」にはどんな種類があると思いますか？
目に見えるものから見た目ではわからないものまで色々な種類があります。
また、一人ひとり、障害の重さや必要としている配慮が違います。



障害といっても色々な種類があるんだね。それぞれの障害の特徴を知って、どんな困りごとがあるのか、みんな考えてみよう。

肢体不自由



手や足などの体の一部がなかったり、思い通りに動かせないなど、体に不自由がある障害です。障害のある部位によって、困りごとは様々です。

視覚障害



目が見えない、あるいは見えにくい、視野（目に見える範囲）に制限があるなど、目の機能の障害です。全く見えない人や、明るさや目の前のものの形程度なら分かる人もいます。

聴覚障害



耳が聞こえない、あるいは聞こえにくいなど、耳の機能の障害です。全く聞こえない人や、音は聞こえても言葉が聞き取れない人、大きな声でゆっくり話せば聞こえる人もいます。

内部障害



心臓や呼吸器、腎臓、ぼうこう、腸など、内臓の機能の障害です。障害の影響で疲れやすかったり、免疫力が低くて風邪などを引きやすかったりします。

発達障害



自閉スペクトラム症などの脳の機能の障害です。集団行動が苦手だったり、相手の気持ちを感ぜ取るのが難しいなど、様々な困りごとがあります。

知的障害



知的機能の発達に遅れがある障害です。障害の程度は様々で、難しい話が理解しにくかったり、読み書きや計算、自分の考えを言うのが苦手などの特徴があります。

精神障害



うつ病や統合失調症、アルコール・薬物依存症など、精神・心に病気がある障害です。ストレスに弱かったり、日によって気分の浮き沈みがあったりします。